

高取町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

高取町教育委員会

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

高取町教育委員会は、高取町教育振興大綱に「将来の学びにつながる教育」を掲げ、「生きて働く学力、豊かな人間性、強い意志と体力といった「生きる力」を育む教育を着実に推進するためには、勤務環境の改善が不可欠であると考えている。

本計画は、改正給特法（公立学校の教育職員の給与等に関する特別措置法）第8条に基づき策定された「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他の教育職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」（以下「国指針」という）を踏まえ、業務の適正化と役割分担の見直しを計画的に推進し、高取町立学校に勤務する教育職員の長時間勤務を是正し、教職員が心身共に健康で、働き続けられる環境を実現することで、子どもと向き合う時間を確保し、専門性を発揮できる環境を構築し、教育の質向上を図ることを目的として策定するものである。

### (2) 高取町の現状

本町では、令和5年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
たかむち小学校	月20時間	2%	0%
高取中学校	月31時間	22%	2%

小学校においては、学級経営、授業準備、保護者対応、校務分掌等が重なり、長時間在校につながっている。中学校においては、それに加えて部活動指導や生徒指導に係る業務負担が大きく、月45時間を超える教育職員の割合が高い状況が見られる。

さらに、本町は小学校、中学校ともに小規模校で、限られた教職員数の中で同一の教職員が複数の校務分掌を兼務する傾向があり、特定の教職員に業務負担が集中しやすいという構造的な課題を有している。特に校長・教頭においては、教職員の業務マネジメントに加え、保護者・地域対応、関係機関との連絡調整等を担う場面が多く、長時間在校につながりやすい状況が見られる。

こうしたことを踏まえ、町教育委員会が主体となって業務の見直しと支援体制の強化を進め、教育職員が心身共に健康で、授業改善や児童生徒の指導に専念できる時間的・心理的余裕を確保するため、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

「奈良県学校における働き方改革推進プラン」を基に、本町の教育職員が、心身の健康を維持し、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいや働きやすさを実感できることを目指し、次の目標を設定する。

### (1) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させる【16.2%】

イ 奈良県が実施する教職員アンケートにおいて、働きがいに関する項目について肯定的な割合が70%程度を目標とする。

「ワークライフバランスが確立できている」、「自己の成長を感じる」、

「教職員の支え合いを感じている」「自分の仕事が適正に評価されている」

(2) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における時間外在校等時間を360時間程度にする。

3. 計画の期間

令和8年4月～令和12年3月までの4年間とする。なお、各年度における取組内容及び達成状況の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 教職員が安心して働ける環境整備

- ア 研修等への教職員の参加を推進し、自己の成長課題に取り組める環境を構築する。
- イ 職場の人間関係の向上やメンタルヘルスの維持、悩みや課題を相談できる環境づくりを進める。
- ウ 学校課題や保護者地域からの過剰な苦情や不当な要求などに対して、町教育委員会局とも連携して相談体制を構築し、組織的に対応するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境の整備を推進する。

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①地域安全推進協議会などを通じて、保護者、地域住民、関係団体等と連携し、通学路の見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間における巡視については、関係機関が行っている見回りに委ねる。
- ③補導された児童生徒の引取り等については、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ④地域学校協働活動の実施状況に応じ、コミュニティースクールが中心になって行うものとする。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ①校務支援システムの機能、町独自の連絡ツール等を活用して、調査、報告や学校から発出される連絡、通知等、広報に係る事務負担を軽減する。
- ②体育館、運動場等の管理業務について、教育委員会において外部委託を推進する。
- ③学校の水泳指導は外部施設を利用し、指導支援や監視業務を外部委託する。
- ④原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、11年度までに、地域人材の確保や受け皿となる団体の状況をふまえ持続可能な運営体制の構築を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ①授業準備や採点作業等の業務を補助するスクールサポートスタッフを全校に配置する。
- ②校務支援システムの機能やICTを活用することによって、授業準備、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ③スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携した支援体制を構築する。
- ④学校課題については、医療・福祉・警察等の関係機関と連携し、支援できる体制を教育委員会が中心になって構築する。
- ⑤学習指導支援員、特別支援教育支援員、スクールサポートスタッフ等を学校への派遣を拡充し、教職員の業務内容の一部を担う体制づくりを推進する。

(3) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。

- イ 行事の精選、活動等の見直し、放課後の活動を勤務時間内に設定する等の工夫を行う。
- ウ 学校行事の準備、運営について、保護者や地域の支援を活用する。
- エ 会議等の整理統合を行い、会議のペーパーレス化、効率化を図る。緊急の場合を除き、勤務時間外での会議、部会等の設定をしない。
- オ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を8年度中に全校に設置する。
- カ 小規模校の実情を踏まえ、校務分掌の簡素化・重点化を進め、現場の負担軽減を図る。
- キ デジタル技術の活用による情報共有や業務効率化を推進すし、「GIGAスクール構想化での校務DXチェックリスト」の自己点検の達成状況を50%にする。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員との面談指導を実施する。
- イ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施結果等も活用して職場改善を推進する。
- ウ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう促進する。
- オ 学校における定時退校日を設定するよう推進する。
- カ 長期休業等の期間中に一週間程度の一斉閉校を行う。

5. 関連する取組、フォローアップについて

- (1) 働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させる。
- (2) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な取組について協力を得られるよう取り組む。
- (3) 学級経営、生徒指導、授業等のスキルアップできる研修や協働体制を整える。
- (4) 学習指導員、スクールサポートスタッフ、特別支援教育支援員等の活用を推進し、さらに地域ボランティアの人材確保に向け、首長部局や学校運営協議会と連携して取り組む。
- (5) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムでやストレスチェック、教職員アンケートから把握する。
- (6) 取組の着実な実行を図るため、毎年度、高取町のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (7) 教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りを実施する。必要があれば、当該学校に対する支援・指導を実施する。

以上の取組を通して、高取町立学校における働き方改革を着実に推進する。